

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）からの休業補償給付支給請求期間について、通院日は「療養のために休業が必要であった」と認め、すべて支給しないとした原処分の一部を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年11月19日、事業場において商品の補充・陳列の作業中に腰痛を発症し、上っていた脚立から落ち、腰臀部を打撲した。同日に〇病院を受診し、療養を継続していたが、翌年5月31日付けで事業場を退職した。

請求人は退職前の平成〇年4月22日から同年5月31日までの期間について、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、療養のための休業とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

事業場での作業中に腰痛を発症したものであり、支給請求期間は事業場を休んでおり、治療も続けているので、休業補償給付は支給されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、腰痛等発症後から本件休業補償給付支給請求期間までの間は、休業することなく業務に従事している。また、療養は継続しているものの、休業は主治医からの指示に基づいたものではなく、主治医も休業の必要性については不明としている。このため、本件請求については、腰痛等の療養以外の理由により休業したものと判断し、不支給決定したものである。

4 審査官の判断

- (1) 本件休業補償給付支給請求期間は勤務しておらず、有給休暇以外の「公休」及び「欠勤」の日には賃金は支払われていないものと判断される。また、請求書の「診療担当者の証明」からその期間中に21日の受診日が認められる。
- (2) 腰痛等発症後の症状について、請求人の聴取等から急性症状は消退しており、療養による著明な変化は見られないものの、「平成〇年5月中旬頃より、症状軽減してきたとのことで内服中止」とあることから、平成〇年5月中旬頃までは症状の改善が認められたものと判断されるが、主治医からは休業の必要性についての具体的な指示は認められない。
- (3) 以上から、休業補償給付支給請求期間の全期間について、療養のため休業が必要であったと認めることはできないが、通院日については、受診の事実が認められるとともに、「有給休暇」以外の就労していない日には賃金が支給されていないことから、直ちにその請求期間すべてについて休業の必要がなかったということとはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付支給請求期間に係る全日数分の休業補償給付をすべて支給しないとした処分は妥当ではなく、当該通院加療を要した日分については取り消されるべきである。